

○岩手県警察本部自動車整備工場の運営に関する訓令

昭和 37 年 12 月 8 日

警察本部訓令第 29 号

警 察 本 部 長

訓令の概要

この訓令は、岩手県警察本部自動車整備工場の設置ならびに業務に関する運営について、必要な事項を定めたもの。